国分寺研究における諸問題

梶 原 義 実

はじめに

筆者は過去の諸論考において、国分寺における造瓦組織、国分寺瓦屋のあり方について、多くの国を検証材料としつつ述べてきた。その中において、とくに筆者が強調してきたことは、国分寺の造営にあたっては、その使用瓦の多くは、中央の系譜を直接引くものではないということである。そのことからは、国分寺造営にあたっては、従来言われていたような、中央による直接的な援助があったわけではなく、あくまで地方財政の範疇でおこなわれていたという事実が導き出されることになる。

しかし、国分寺瓦屋の成立についてそのように結論づけ、さらにその先に論を進めていくためには、なおいくつかの論証すべき議論および、考え方を明確にしておかなければならない部分が存在する。

本稿では、それらのことについて述べていく。具体的には、

- ① 国分寺造営以前の瓦生産
- ② 国府寺に関する問題
- ③ 国分寺と在地寺院
- の3項目について、私見を述べていく。

1. 国分寺造営以前の瓦生産

7世紀後半から8世紀前半にかけては、全国的に古代寺院が爆発的に増加する時期である。言い換えてみればこの時期には、それだけの古代寺院の瓦需要を賄いうるだけの、工人数等を含めた瓦の生産力が確保されたという見方もできよう。実際この時期には、寺院に隣接して瓦専業窯を築き生産をおこなう例が多く、瓦陶兼業窯からの遠隔地供給で畿内の多くの瓦需要が賄われた7世紀前半代とは一線を画している。筆者は先稿において、7世紀後半の地方造瓦組織について、600とも700ともいわれる古代寺院のすべてが瓦工人を抱えていたのではなく、拠点となる寺院・窯にのみ工人を常駐させ、周辺諸寺院の瓦需要を賄うという、効率的な生産体制を、平瓦の分析および先学の見解をもとにしながら復原した。またそれと対置すべき生産体制として、7世紀前半の中央における瓦陶兼業窯では、工人の育成を図るべく、複数系統の工人を常駐させて、継続

的に操業をおこなわせていたことをあきらかにした【梶原 1999】。

しかし、その一方で、7世紀後葉以降の地方においても、瓦陶兼業窯において瓦を生産・供給 していた地方も複数存在する。そしてそれらの地域は、須恵器の大規模な生産地であることが多 い。本章では、当該期の大規模な窯業生産地である尾北窯や美濃須衛窯を取り上げ、地方の瓦陶 兼業窯における操業のあり方にせまってみたい。

篠岡地区以外では、春日井市高蔵寺瓦窯において、塼積の窯が検出されており、川原寺式の瓦や、藤原宮 6233 型式 Ac 種と同笵の軒丸瓦や、藤原宮 6641 型式 E 種と同文であり、また製作技法が同様の粘土紐桶巻作り軒平瓦などが出土している。塼積の瓦窯も、藤原宮の瓦窯である大和日高山瓦窯で確認されており、瓦笵と造瓦技術が、ともに大和からもたらされたと考えられる【山崎 1995】。

また、春日井市白山瓦窯からは、大和坂田寺の系譜を引くと言われる【梶山 2001】、弁端の 尖った単弁八弁蓮華文軒丸瓦が出土しており、この瓦と同文の瓦は、伝法寺廃寺など尾北地域一 帯の寺院に幅広く採用されている。また生産地としても、白山瓦窯からかなり遠い、尾北窯から 離れた北端、木曽川沿いの美濃との国境付近に所在する、大山市官林瓦窯でも、この種の瓦の生 産が確認されている。いずれも7世紀末から8世紀初頭にかけての窯と考えられる。

美濃須衛窯においても、広範囲にわたって瓦の生産が確認されている。鵜沼地区の松田1号窯、須衛天狗谷地区の天狗谷窯、須衛地区の稲田山窯(瓦塔を焼成)、宮東窯、芥見地区の老洞窯、朝倉窯、大洞地区の大洞窯、蘇原地区の柄山窯において、瓦類が出土している。軒瓦が出土する窯が少なく、供給地の確定は難しいが、天狗谷窯の花文叩き平瓦は各務廃寺に供給されており、宮東窯の鴟尾の同心円文帯は、山田寺出土鴟尾と類似した意匠である。また柄山窯は、7世紀後半から9世紀にわたり、一貫して厚見廃寺の所用瓦を生産していた。瓦を焼成していた時期としては、操業期間が長い柄山窯を除いては、松田1号窯が7世紀後半~末葉、天狗谷窯が8世紀中葉頃、老洞窯が8世紀中葉など、7世紀後半~8世紀中葉頃の窯が多いとされている。

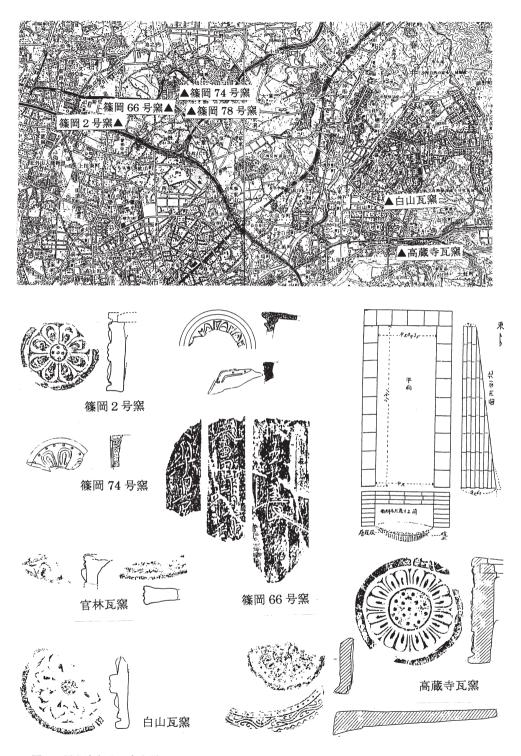


図1 尾北窯とその出土瓦

尾北窯や美濃須衛窯については、国司がその生産に深く関与したという論が主流である。尾北窯については、猿投窯との器種構成が類似していることおよび、大型供膳具や陶硯・水瓶などの特殊品が生産されていることから、国司の強い関与のもと、尾張氏の勢力の強い猿投窯から工人を割き取る形で、生産地の開発が進んだと考えられている【斎藤 1990】【城ヶ谷 1996】。美濃須衛窯では、老洞窯、朝倉窯出土の「美濃」刻印須恵器が藤原宮や平城宮などに供給されていたことが、国司の関与を考える大きな根拠となっている。また尾北・美濃須衛両窯においては、7世紀から8世紀前半まで、継続的に須恵器を生産した後、ともに8世紀の中葉以降、いちど生産が衰退にむかうことも、ほぼ共通した様相として確認されている。

しかし、両窯群における瓦生産の様相は、須恵器からみられるような、窯群内での技法や器形の連続性や継続性といった様相はみてとれない。むしろ窯ごとにまったく異なっており、共通性が薄い様子がみてとれる。

尾北窯においては、先述のとおり、瓦陶兼業窯である篠岡2号窯が、大和奥山廃寺から瓦笵を持ち込んで操業を開始したことを契機に、篠岡地区に多くの須恵器窯が築かれはじめたことが指摘されている。しかし、篠岡2号窯に続く、78号窯、66号窯、74号窯は、それぞれ瓦笵や文様意匠も異なっており、丸瓦・平瓦の様相も異質である。また文字瓦は66号窯のみにしかみられない。

篠岡2号窯の軒丸瓦は、丸みを帯びた重弁状の意匠が特徴的であるが、これに類似した文様の系譜は、篠岡地区には残らない。この文様系譜は、一方では弁端が角張った文様となり、白山瓦窯、官林瓦窯などで生産されて尾北一帯の寺院に分布する、坂田寺式とも言われる軒瓦の一群に連なる。そして、より篠岡2号窯の軒瓦の特徴を色濃く受け継いだ瓦は、美濃輪形窯(坂祝町)から、信濃尾代廃寺を経て、遠く越後栗原遺跡の瓦へとつながっていく。上原真人氏は、天智朝段階の瓦の伝播の様相として、面的広がりをもたず、交通路に沿って線的に伝わる様相を復原したが【上原1997】、やや時期は降るものの、篠岡2号窯の瓦もこの例にあたるものと考えられる。

さらに、周辺諸窯の様相はより顕著であり、高蔵寺瓦窯では、独自に藤原宮など中央から別個に文様や製作技術等を導入しており、またそれは他の窯では採用されない。わずかに後述の若宮瓦窯が、塼積の可能性を残すのみである。また白山瓦窯で生産された単弁蓮華文軒丸瓦についても、距離が離れた官林瓦窯でも生産されるなど、尾北窯内で瓦生産の一貫性がまったく見受けられない。

美濃須衛窯においても同様である。鵜沼地区で最初に築かれたと現時点で考えられているのが、 瓦陶兼業窯の松田1号窯であるが、他の地区においては、既存の須恵器窯に、8世紀以降の一時 期のみ瓦生産をおこなわせるような例が多く、またそれも、平瓦の様相などを含め、相互の交流 が見受けにくい。わずかに柄山窯における同心円文帯鴟尾や、花文叩きの存在が、美濃須衛の他 窯と近い様相ともとらえられる。

尾北・美濃須衛両窯群においては、開窯の契機が瓦生産である地区も存在し、瓦生産が窯群内

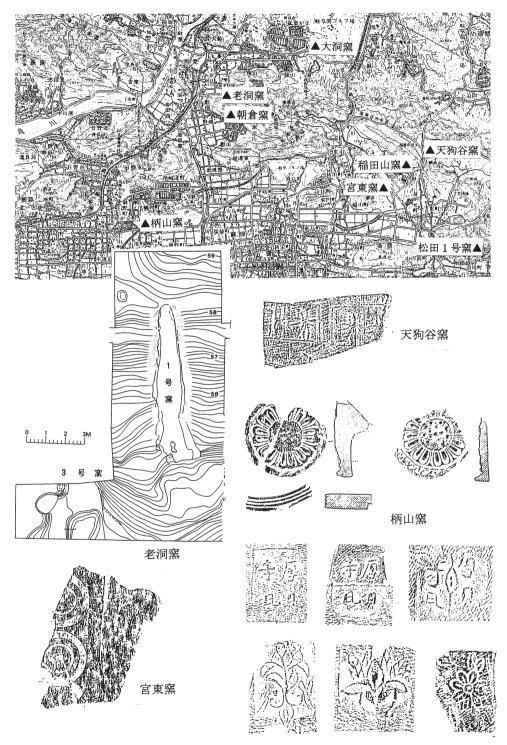


図2 美濃須衛窯とその出土瓦

の操業動向に大きな影響を与えたことは疑いない。しかし、それ以降においては、瓦工人の同一性を含めた統一感は見受けられない。むしろ、寺院造営の必要に応じて、それぞれ別個に工人を招聘し、窯場と労働力のみを借用して瓦作りをおこなっていたのではなかろうか。

この様相は、先に述べた中央における7世紀前半代の瓦陶兼業窯の様相と比較すると、その違いは明白である。山背隼上り窯、摂津楠葉平野山窯などでは、複数の窯を使用し、多くの瓦を継続的に生産している。またそれらの瓦は、複数の寺院に供給され、しかも、瓦笵や瓦工人は、窯群の間を頻繁に移動している。これらの様相は、すでに筆者も含めて多くの研究者が指摘するように、国家の施策として、瓦工人と須恵器工人の協業により、効率的に瓦生産をおこなうとともに、瓦工人を育成し、寺院造営の増加に備えて瓦の生産力を拡大していく意図があったことはあきらかである。

それに対して、尾北窯・美濃須衛窯における須恵器生産については、須恵器自体の詳細な検討から復原されている、国司の継続的な関与というものを想定することに、積極的に意義は唱えない。しかしそれはあくまでも、須恵器工人の育成や、須恵器の効率的生産を第一義に企図したものであり、瓦生産については、国司が一括管理したような状況はないものと考えられる。むしろ瓦生産については、窒場や労働力の提供程度に過ぎなかったのではないか。

また、そこから言うなら、尾北窯などの研究においてしばしば指摘されるような、瓦を生産しているということが、すなわち当該窯群が「官窯」的な役割を担っていたという考え方は、再考する必要があろう。筆者がこれまでの諸論でも述べてきたとおり、地方において国司が瓦生産組織を管掌するようになるのは、8世紀中葉の国分寺造営期まで降るものであり、8世紀前半までの瓦陶兼業窯は、瓦生産的には、イレギュラー的なその場限りのあり方であったと筆者は考える。実際、国分寺造営段階の各国での諸窯の再編時に、継続的な国分寺瓦屋または国府系瓦屋として、これら8世紀前半段階までの諸窯が積極的に活用された様子はみてとれず、本章で扱った尾北・美濃須衛両窯においては先述のとおり、8世紀中葉を契機に、逆にいちど衰退していることがあきらかにされている。

むしろ、7世紀後半から8世紀前葉にかけての地方における瓦生産組織は、先にもすこし触れたが、地方有力者層の建立になる在地の拠点寺院を中心に展開するあり方が一般的である。

南山背においては、拠点寺院である高麗寺系工人が、周辺諸寺院の造瓦を担っている様相が、 菱田哲郎氏により指摘されている【菱田 1988】。また同様の様相は、北山背における北白川廃寺・ 大宅廃寺系工人の動向が網伸也氏により【網 1994】、備中における備中式瓦の様相が妹尾周三氏 により【妹尾 2002】、また下総・上総における龍角寺系列瓦の展開が山路直充氏によって【山路 2001】、それぞれ示されている。地方の拠点寺院を中心として、そこから周辺寺院へ工人を派遣 して瓦づくりをおこなわせる体制のほうが、この時期の造瓦体制としては、むしろ効率的に機能 したのであろう。

2. 国府寺に関する問題

筆者はかつて、備前・備中など吉備地方に広く分布する平城宮系瓦について、その初現が国府や国分寺ではなく、7世紀から続く在地寺院にあることを証明し、そこから、これらの平城宮系瓦の導入契機が、国分寺造営など官営施設の造営にあるとした従来の説への反証とした【梶原2005b】。

しかし、前稿でも触れたが、備前や備中における、平城宮系瓦の初現とされる、幡多廃寺や栢寺廃寺に「国府寺」的な意味合いを与える説も多く唱えられている。むしろ、平城宮系瓦の採用をもって、当該寺院に「官寺的色彩」を与える議論も多い。先においては、「初現が明白な官営施設ではない」ことから、前提として瓦当文へ公的色彩を付与することについての疑義を呈したが、これについて、さらに詳しく述べたい。

まず、国府寺というのは、どういうものなのであろうか。国府寺に関しての研究史については、 角田文衛氏の著作に詳しく記載されており、それに依りながら述べていく。

国分寺の創建に関して、天平13 (741) 年のいわゆる国分寺造営詔以前に、国家の統制下にある寺院が存在したか否かについては、かねてより文献史学の立場から議論されており、その中で、『日本書紀』天武14 (686) 年条における詔「諸国家毎、作仏舎乃置仏像及経、以礼拝供養」が重視されてきた。この「諸国家毎」について、諸国司の政務をとる府家と解し、国府の管理下にある寺院・施設の成立を天武朝まで遡らせる考え方が、多くの研究者により提示されてきた。その内容および規模も、国府内の一堂に過ぎないという辻善之助氏の説【辻1919】から、天平13年の詔以前の段階ですでに、国によって扶持される、僧寺・尼寺の二ヶ寺が各国ごとに存在していたという秋山謙蔵氏の説【秋山1932】まで、諸説が存在していた。

角田氏はこれらの諸説を承け、天武 14 年詔の段階ですでに諸国の国府には寺院ないし仏堂が建立されていたという立場をとり、それに対してはじめて「国府寺」という名称を与えた【角田 1938】。この国府寺は、大宝 2 (702)年に各国に置かれ、各国の僧尼を統率・教導した「国師」の居所とされた。そして、音韻も似るこの「国府寺」が「国分寺」の濫觴にあたり、天平 13 年 詔は、それを再編成したものに過ぎないという解釈を与えた。筆者の印象ではこの論は、それまでの議論の中では、国分寺またはその前身施設に対する国家統制をもっとも古く、また強く見積もった考え方であるといえよう。

この角田氏の論に対して、さらに具体的に「国府寺」の像をとらえようとしたのが、木下良氏である。木下氏は、創建が白鳳時代にさかのぼる寺院の中で、その立地が国府に近接する、または国府域内に造営される寺院が多いことを確認し、これらの寺院が国府と密接な関係を持っていたものとして、「国府付属寺院」と呼んだ【木下 1986】。そしてこの「国府付属寺院」を国師の居所と考えた。木下氏の「国府付属寺院」の性格は、角田氏の「国府寺」とほぼ同一のものであり、「国府寺」の具体像が、白鳳期にさかのぼる、伽藍を備えた立派な寺院であったことをあき

らかにしたものといえよう。

この角田氏および木下氏の論を承ける形で、多くの国で「国府寺」的色彩をもつ寺院があげられるようになり、たとえば尾張では、東畑廃寺の発掘調査成果から、その性格について、「国分寺の設置以前に国府に付属する寺院、すなわち国府寺」であると解釈されている【稲沢市教委1980】。

しかし、結論から述べるなら、本稿では「国府寺」「国府付属寺院」に関しては、すくなくとも伽藍を備えた「寺院」としては、その存在を積極的にはとらえない立場をとる。

そもそも、当初より角田氏も述べているが、文献上には「国府寺」という言葉は存在しない。 国府寺というものが存在した文献的根拠は、角田氏も明確には示せていないし、それ以前・以後 の研究についても、それがあきらかにはされていないまま、国分寺以前の官立寺院の存在がなし 崩し的に認められてきているのが実状といえるのではないだろうか。在地寺院を「国府寺」とし て公的色彩を与えたとすると、その管理主体は当然国府でなければならないが、「国府寺」の維 持管理費用や、官寺転用の際にかかるであろう、修造などの諸費用らしきものに関しては、文献 上に求めることが難しい。

また、次に考えなければならないのが、国府寺の規模に関してである。国師の存在は文献上に記載されてはいるものの、国師の居所については、なんの記載も残っていない。また、国師が七堂伽藍を備えた「国府寺」のような官寺に所在していたとしたら、そこでの法要など宗教行事が、のちの国分寺と同様に頻繁におこなわれていてもおかしくないし、あえて国分寺をあらたに新設する必要はないと思われる。すくなくとも塔の不要な国分尼寺は、国府寺の転用で済ませる国がもっと多くてもよい。国師の所在については、むしろ辻氏が言うような、国府内の一小堂的なものであると考えるほうが妥当であると思われる。

近年、想定備前国府域内に所在し、国府関連施設とされるハガ遺跡において、8世紀初頭にさかのぼると思われる、1町四方の外郭の中に、さらに内郭と数棟の掘立柱建物群が検出された。この遺跡からは瓦塔や泥塔、灯明痕のある坏や「寺」と墨書された土器などが出土していることから、国府域内における宗教施設、すなわち国師の所在する「国府寺」の機能を有した遺跡であると考えられている【岡山市教委 2004】。このハガ遺跡は、備前で最初に平城宮式瓦を採用したと考えられる、賞田廃寺と幡多廃寺に挟まれた位置に所在する。国師の所在地として、平城宮系瓦を採用し、礎石建物で構成される大伽藍を備えた両寺ではなく、掘立柱の小さな仏堂的施設であったという事実は、きわめて興味深い結果といえよう。

備前に限らず多くの国において、国師の所在はこのような場所であったものと考えられる。角田氏の「国府寺」や木下氏の「国府付属寺院」については、「寺」の定義は難しいながらも、あえて「寺」と呼べるような、七堂伽藍を備えた大寺院を措定する必要はないものと、筆者は考えるものである。

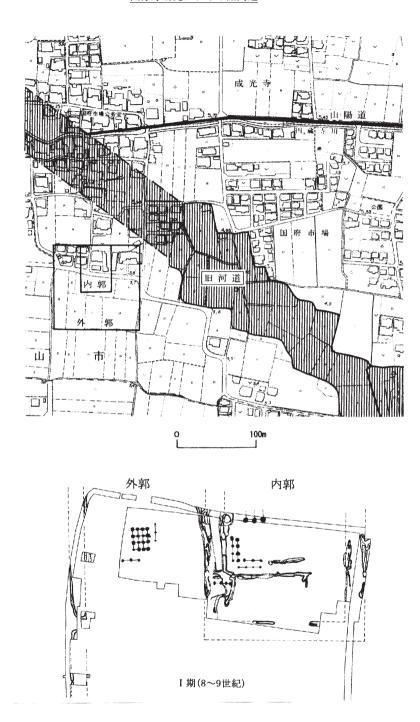


図3 ハガ遺跡の区画範囲および I 期遺構【岡山市教育委員会 2004】

それを踏まえたうえで、瓦からみた「国府寺」の問題を論じていく。

角田氏や木下氏の論を承ける形で、国分寺に先行する寺院の中に、公的色彩をもった、「国府寺」的な役割をもつ寺院を探す研究が、多くの地域において意識されてきた。先にあげた尾張の例も、その顕著なものである。

それら「公的色彩をもつ寺院」の判別基準として、瓦当文様をもちいるという手法が、複数の 研究者によって指摘されるようになる。

前稿でもすこし触れたが、高橋美久仁氏は、山陽道諸国の国府や駅家など官営施設に、平城宮 系瓦が多く使用されることから、これらを各国において、国司が主導的にその導入にかかわり、 国司の管轄下の諸施設に主体的にもちいられた「国府系瓦」として認識した【高橋 1991】。

しかし、筆者もこれまで論じてきたところでもあり、またそもそも高橋氏も当初より指摘しているが、これらの平城宮系瓦は、あきらかな官営施設ではなく、白鳳期から続く在地寺院にも多く導入されている。高橋氏はこれら在地寺院の修造瓦として出土する平城宮系瓦について、「国府寺」などを含めた公的色彩を与えようとしており、たとえば備前国分寺において平城宮系瓦が使用されず、在地色の強い瓦が採用されていることからは、これをむしろ、備前国分寺に先行する、平城宮系瓦(備前国府系瓦)を葺いた「国府寺」的寺院の存在を示すものだという考え方を提示している。

それらの分析の結論として氏は、「(国府系瓦を) 主体的に出土する遺跡が官衙や官立寺院である」としているが、最初に分析の前提として、平城宮系瓦(=国府系瓦)を葺いた寺院に公的色彩を付与していればその結論は当然であり、氏の議論は成立しない。国府寺や、ひいては官営寺院に関する瓦当文からの論考の多くは、この高橋氏論に近いものであり、まず前提ありきの議論であるといえよう。

そもそも、『続日本紀』の記述に従うなら、大宝 2 (702) 年には各国に国師が存在したことになり、その居所も当然存在しなければならない。しかし、地方において、いくつかの在地寺院に中央系(平城宮系・大宰府系)瓦当文が採用されはじめるのは、8世紀も第二四半期に入ってからであり、備前・備中などでみられるような平城宮 6225・6663 系瓦にいたっては、740 年をさかのぼることはないと思われる。

これらの中央系瓦の動きからは、霊亀2 (716)年のいわゆる「寺院併合令」を経て、その後の聖武朝の仏教振興政策の一端として、中央系瓦を使用して地方寺院の整備が進んだ結果としてとらえるほうが、時期的な整合性が高く、あえて国府寺に結びつけることは、むしろ難しいのではと考える。

今里幾次氏や菱田哲郎氏は、これら平城宮系瓦が在地寺院に採用される背景として、定額寺制との関係をあげており【今里 1985】【菱田 2002】、定額寺の比定に関しても、瓦当文様の情報のみを重大視しておこなうことは、先の国府寺論と同様の危険性をはらんでいるとはいえ、まず現状では考慮し傾聴すべき考え方であると思われる。

3. 国分寺と在地寺院

また、国府寺と同様、多くの研究者により「公的色彩」を与えられている寺院として、「郡寺」がある。国府寺と同様「郡寺」の存在についても、文献には記載されていない。以下に郡寺論についての研究史を概観し、筆者の見解を述べる。

郡寺論の嚆矢となるのは、郡名で呼ばれる地方寺院、すなわち「郡名寺院」の存在である。郡名寺院について最初に論じたのは田中重久氏であり、氏は日本における寺院造営の初期段階から、これら郡名寺院は存在したとした【田中1946】。また米沢康氏は、これら郡名寺院の造営は、郡司層によるものと論じた【米沢1957】。

これらの研究成果を承け山中敏史氏は、考古学の立場から、郡衙の周辺に近接して寺院が存在する例が多くみられることから、それらの寺院について「評・郡衙周辺寺院」と呼び、評・郡衙の公の寺として、公的色彩を有していたと論じた。またそれらの寺院のいくつかは、中央系瓦を採用していることも、公的色彩を付与するひとつの証左となっている【山中 1982】。日本史学からも、櫻井信也氏がこれらの寺院に「評・郡衙隣接寺院」という名称を与え、評・郡の大寺として、国家的仏教行事の末端を担っていたと論じる【櫻井 1987】など、賛意を示す意見が多い。近年では志賀崇氏がこれら郡寺研究の動向について、官寺説・私寺説および、これらの両側面を併せ持つ公寺説に分類しつつ詳細にまとめており、志賀氏自身は、郡衙周辺寺院の時期的な性格の相違等に着目しながら、山中氏の公寺説からやや官寺説に近い結論を提示している【志賀2008】。

古代寺院の造営にあたって、郡司層など在地の有力者が深くかかわっていることは、疑いないであろう。しかし、それらの寺院について、どのくらいの「公的色彩」を与えるかについては、 異論もある。その代表的なものが、三舟隆之氏の論である【三舟 2003】。

三舟氏はこれらの郡寺論について、次のような指摘をおこなっている。

郡寺に公的色彩を強く付与する議論の多くは、郡衙という官衙遺跡に隣接していることから、 寺院についても公的色彩をもつものであるという論旨に依るものである。しかし、郡衙と隣接寺 院の造営時期についてみていくと、郡衙に先行して寺院が建立されている場合が非常に多く、単 に郡衙への地理的近接のみをもってして、これらの寺院に公的色彩を与えるのは妥当ではないと 論じた。

その公共的機能の例が文献上に記載されていないことにも触れている。郡寺というものが公的 色彩をもっているならば、仏事等が郡稲をもって運営されるのが筋であろうが、そのような用途 で使用されたことは、文献的には証明できないとした。8世紀前葉において地方寺院の多くが荒 廃したいたとされる、霊亀2 (716) 年のいわゆる寺院併合令についても触れ、地方に「郡寺」 としての公的色彩をもった寺院が存在したのなら、このような事態は想定しにくいのではとも論 じている。 筆者は現状では、この三舟氏の論に大筋で賛同するものである。そもそも「公的色彩」という用語自体が非常に曖昧であり、その曖昧さが、先述の国府寺や、公的色彩をもった郡寺というものの存在根拠の曖昧さを示しており、ひいては「公寺」というやや曖昧な用語が登場する理由もそこにある。志賀氏も「郡衙周辺寺院の具体的な活動内容は不分明」であると述べているが、郡衙周辺寺院を官寺または公寺として措定するには、郡寺の公的活動としての「法会」および、郡寺の維持管理の「財源」の2つの問題を、今後具体的に解決していく必要があろう。

地方における明白な官営寺院である国分寺・国分尼寺を除いては、「公的色彩」をもった「官営」寺院の存在を仮定することは、すくなくとも現状では根拠が薄いものと判断する。ただし筆者も、郡名寺院を含めたこれら地方寺院の公的な性格や背景を完全に否定するものではなく、より深い議論がなされることを期待するものである。

次に、国分寺造営後における国内諸寺との関係について考えていきたい。

国分寺造営後には、国内諸寺に国分寺と同笵または同文の瓦が広くみられるようになる例が数多い。これらの事実については、国分寺造営に協力した郡司階層への報償としての造寺造仏の奨励の証左であるとする森氏の見解【森 1974】が、多く支持されてきた。たとえば尾張においては、梶山勝氏がその考え方を尾張国分寺造営に敷衍し、尾張国内における尾張国分寺系瓦の波及に関して、尾張国分寺造営への郡司層のかかわりかたについて論じている【梶山 1991】。

その一方で、これら諸寺院について、定額寺とのかかわりをみる論もある。菱田哲郎氏は、国分寺造営期の地方寺院について、「護国仏教の担い手が在地の有力者を壇越とする寺院から国衙直属の寺院に変更され・・・その結果、各地の地方寺院にも変動があり、都城系あるいは各国の国衙系の瓦を得て補修が繰り返される寺院と、補修されることなく廃絶する寺院に分かれ、前者は定額寺の寺格を得たものと推測している」【菱田 2007】と述べている。

これはたいへん興味深い指摘である。

一般的に8世紀中葉以降、地方における国司の権限が強まっていくと考えられている。9世紀 以降は、郡司の権限の国司への集中が顕著になり、郡司を含めた在地の有力者層は、国司の権限 を代行する在庁官人として生き残ることになる。そのような状況に加え、土地政策の変化などに より、寺院を所有し維持管理することに対する経済的メリットが少なくなったこともあげられよ う。

そういった中で、瓦の状況からみても、先にも述べたとおり、国分寺の造営を機に、地方の造 瓦組織の国府系・国分寺瓦屋への集中が、多くの国でおこっている。たとえば豊前においては、 8世紀前半代に宇佐郡に広く分布していた川原寺式 – 法隆寺式のセットは、国分寺の瓦を最後に、 それ以降の後続型式は、宇佐郡内で出土していない。つまり、宇佐郡の造瓦集団のすべてが、国 分寺瓦屋に集約され、宇佐郡内ではそれ以降、この種の瓦の生産はおこなわれなかったのではな いかとも考えられよう【梶原 2000】。 このような、地方造瓦組織の国分寺への一極集中は、他の国でも一般的に起こっていたと考えられる。このような生産組織の集約化・一元化は、瓦生産ばかりでなく、須恵器など他の手工業生産にも及んでおり、国司の権限の増大を示すことはもちろんであるが、在地氏族にとっては、造瓦組織を維持してまでも寺院を補修するだけの力量も、またそのメリットもなくなったともとれる。さらに言うなら、これら集約化の結果として、国司からの郡司層への報償の有無云々とは別にして、国内諸寺の補修瓦は、基本的には国分寺瓦屋で賄うしか道がなくなったともいえる。

「定額寺」については、別に議論を深める必要があろうと考えているが、筆者はまだ明確な結論を導き出すに到っていない。定額寺の問題は、これまで筆者が述べてきた国分寺に関する議論や、また先の郡寺論などを含めた8世紀の寺院政策を考える上での大きな鍵になると思われ、稿をあらためて述べてみたいと考えている。

おわりに

以上、国分寺と地方寺院やその瓦窯に関する諸議論を概観し、筆者の考えを述べてきた。

まずは、国分寺造営以前、7世紀後葉から8世紀前葉にかけての瓦陶兼業窯について、東海地方の尾北窯と美濃須衛窯を題材として、瓦工人が継続的に存在していない操業形態をとることを述べた。尾北・美濃須衛両窯は、いずれも国司の強い関与が想定されている窯であるが、瓦工人の継続的な維持は企図されておらず、国司が瓦生産に強く関与するのは、国分寺造営期以降であると論じた。

また、国府寺・郡寺に関する議論を通して、国分寺以外の官営寺院、「公的色彩」をもつ寺院の存在に関して、慎重であるべきとの立場をとることをあらわした。これら在地寺院に公的色彩を与える研究は、地方に波及する中央系瓦についての格好の解釈としてとりあげられることが多く、両論があたかも車の両輪のように、研究者による在地寺院の「官寺」化を進めていくといった現状があるように思う。そもそも瓦当文様に政治的色彩を与えることが妥当であることもじゅうぶんに証明されていないことは、これまで多く論じてきたが、その拠り所である「国府寺」「郡寺」論自体についても、一考の余地があると思われる。

本稿は、国士舘大学におけるシンポジウム「国分寺の創建を読むⅡ一組織・技術論―」(平成20年10月4日・5日)および、日本考古学協会2008年度大会における分科会「東海地方の窯業生産」(平成20年11月8日・9日)における筆者の発表の一部分について、あらたに手を加えてまとめ直したものである。両会における発表内容については、それぞれの資料集および、とくに国士舘大学での発表においては、同大学より出版物も刊行される予定であり、そちらをご参照願いたい。また両会においては、出席者・発表者の皆様から、多くのご教示を得た。この場を借りて厚く御礼申しあげます。

主要参考文献

秋山謙蔵 1932「奈良朝における国分寺創設の問題|『史学雑誌』 43-4

網 伸也 1994「北白川廃寺の造営過程―北山背古代寺院の考古学的考察―|『古代』97

稲沢市教育委員会 1980『東畑廃寺発掘調査報告書』

今里幾次 1985「播磨・金剛山廃寺の古瓦―律令期における地方豪族のあり方―」『松岡秀夫傘寿記念論文集 兵庫史の研究』

上原真人 1997 『歴史発掘 11 瓦を読む』講談社

岡山市教育委員会 2004『ハガ遺跡』

梶原義実 1999「七世紀における造瓦組織の発展」 『史林』 82-6

梶原義実 2000「国分寺造営期の瓦供給体制―西海道諸国の例から―|『考古学雑誌』86-1

梶原義実 2005a「国分寺瓦屋と瓦陶兼業窯」『日本考古学』19

梶原義実 2005b「山陽道・山陰道における平城宮系瓦の展開— 6225・6663 系を中心として—」 『考古学研究』 52-1

梶原義実 2006「古代伊勢における官営瓦工房」『名古屋大学文学部研究論集』 155

梶原義実 2007「尾張・三河地域における奈良時代の古瓦」『愛知県史研究』11

梶原義実 2008a「国分寺と造瓦」『国分寺の創建を読むⅡ─組織・技術論─』

梶原義実 2008b「東海地方における瓦生産」『日本考古学協会 2008 年度愛知県大会 研究発表資料集』

梶山 勝1983「春日井市高蔵寺瓦窯の再検討」『名古屋市博物館研究紀要』6

梶山 勝1991「尾張国分寺系軒瓦とその同型瓦の分布をめぐって|『名古屋市博物館研究紀要』14

梶山 勝 2001「尾張の坂田寺式軒丸瓦をめぐる二・三の問題」『名古屋市博物館研究紀要』24

木下 良1986「国府と国分寺の関係について」『人文地理学の視圏』

岐阜市教育委員会 1981 『老洞古窯跡群発掘調査報告書』

小牧市教育委員会 1976 『桃花台ニュータウン遺跡調査報告 小牧市篠岡古窯址群』

斎藤孝正 1990「尾張における飛鳥時代須恵器生産の一様相」 『名古屋大学文学部研究論集』 107

櫻井信也 1987「評・郡衙隣接寺院について」 『尋源』 37

志賀 崇 2008 「国分寺と郡衙周辺寺院 」 『国分寺の創建を読む Ⅱ ―組織・技術論―』

城ヶ谷和広 1996「律令体制の形成と須恵器生産―7世紀における瓦陶兼業窯の展開―|『日本考古学』 3

妹尾周三 2002「造瓦工人と寺院の造営氏族―備中式軒丸瓦の検討―」『考古学研究』49-1

高橋美久仁 1991「山陽道古瓦の系譜」『新修国分寺の研究 4 山陰道と山陽道』

田中重久1946「郡名寺院の性格」『学芸』 3-8

辻善之助 1919「国分寺考」『日本仏教史の研究』

角田文衛 1938 「國分寺の設置」 『國分寺の研究 上巻』 考古学研究会

東海埋蔵文化財研究会 1992『古代仏教東へ―寺と窯―』

菱田哲郎 1988「瓦の笵と製作技術―高麗寺式軒丸瓦の検討―」『京都大学構内遺跡調査研究年報 昭和 60 年度』

菱田哲郎 2002 「考古学からみた古代社会の変容」 『日本の時代史5 平安京』

菱田哲郎 2007 『古代日本国家形成の考古学』 京都大学学術出版会

三舟隆之 2003『日本古代地方寺院の成立』

森 郁夫 1974「平城宮系軒瓦と国分寺造営」『古代研究』 3

毛利光俊彦·花谷浩 1991「屋瓦」『平城宮発掘調査報告』XIII、奈良国立文化財研究所

山路直充 2001 「上総・下総の山田寺式軒先瓦」 『飛鳥白鳳の瓦づくり』 V

山崎信二 1994「平城宮・京と同笵の軒瓦および平城宮式軒瓦に関する基礎的考察」1993 年度文部省科学研究費―般研究C

山崎信二 1995「藤原宮造瓦と藤原宮の時期の各地の造瓦」『文化財論叢』Ⅱ

山中敏史 1982「評・郡衙の成立とその意義」『文化財論叢』

米沢 康1957「郡名寺院について一上代における仏教受容の一側面一」『大谷史学』 6

図版出典

図中の瓦の実測図の縮尺は、基本的に8分の1である(平瓦の叩き目などは除く)。また地図は10万分の1である。

- 図1【東海埋文研1992】【梶山1983】【梶山2001】【小牧市教委1976】
- 図2【東海埋文研 1992】【岐阜市教委 1981】
- 図3【岡山市教委2004】

Abstract

Various Issues Concerning the Study about Kokubunji

KAJIWARA Yoshimitsu

Many previous studies have stated that the construction of Kokubunji (provincial temples) was supported directly by the central government. But the author has insisted that these constructions were carried out by the local finance. In this paper, the author points out some problems in the previous studies to clarify the position in order to come to a conclusion mentioned above.

At first, it is stated about the workshop of kilns used for firing both roof-tiles and pottery before Kokubunji construction, Bihoku (尾北) and Mino-Sue (美濃須衛) kilns. The author argued that these organizations did not constantly employ professional roof-tile craftmen before the Kokubunji constructing period, and the provincial governor became strongly participated in the roof-tile manufacturing system after Kokubunji constructing period.

Second, regarding temples related to Kokufu (provincial office) and Guuge (county office), the author has presented that we should consider carefully about the existence of political presentation in local offical temples, except Kokubunji.

As reported by numerous previous studies, the presence of central-formed-roof-tiles in local districts was interpreted as indicating the political presentation of central government. However, the author clearly argues that its interpretation must be reconsider.